

# 第 8 回 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会 議 録 (要点筆記)

## (日 時)

平成 26 年 3 月 10 日 (月) 18:30~19:10

## (場 所)

松山市三番町 4 丁目 9-5  
松山センタービル 1 号館 4 階 第 5 会議室

## (出席者)

委 員：宇都宮委員、甲斐委員、妹尾委員、三好委員 (五十音順) 計 4 名  
(欠席者：土居委員)

事務局：青木事務局長、中越次長兼総務課長、越智事業課長、河端総務企画係長、  
原資格管理係長、藤田医療給付係長、藤岡主事

## (議題)

- (1) 会長選出
- (2) 会長職務代理の指名
- (3) 報告事項について
- (4) その他

## (議事の概要)

- (1) 会長選出  
審査会会長に妹尾委員を選出
- (2) 会長職務代理の指名  
会長職務代理に甲斐委員を指名
- (3) 報告事項について  
《資料に基づき事務局説明》

・平成 25 年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について  
情報公開条例第 5 条の規定による行政文書の開示請求は無かった旨の報告を行った。  
個人情報保護条例第 13 条の規定による個人情報の開示の請求は、請求合計 11 件のうち、  
レセプトの開示請求 9 件の全部開示と申請書等開示請求 2 件が部分開示であった旨の報告  
を行った。

《質疑・応答》

- ・開示文書の使用目的欄記載のことについて  
開示レセプトの提出先など使用方法については聞いておりません。
- ・今年度提出された個人情報開示請求書について  
同じような内容が複数見受けられることについては、同じ方が複数回提出したもので、今年度の開示請求としては、請求者 8 名、延べ 11 件でございます。

(4) その他

《資料に基づき事務局説明》

- ・国保データベース（KDB）システムへの情報提供について  
平成 27 年度に運用開始予定の国保データベース（KDB）システムへの情報提供について、後日、審査会へ諮問を行うことに先立ち、システムの概要説明を行った。

《質疑・応答》

- ・対象者について  
主に市町村国保の被保険者データで運用します。他の健康保険の被保険者については、別でシステムを構築すると聞いております。
- ・裁判所からの文書提出の命令を受けた場合について  
裁判所から、法令に基づいた情報開示の要求があった場合は、必要な事項の情報において応じることとなるのではないかと考えます。
- ・審査会で出た意見等について  
試行期間中に発見された不具合や、審査会にて出された意見については、事務局から関係機関へ改善を要望します。
- ・KDB システムの目的について  
システムの利用により、的確な健康指導等を実施し、医療費の抑制を図ることが主な目的となります。  
当広域連合においてはシステムを運用することで、統計情報等が詳細になり、地域別、疾病別など様々な視点からの分析が可能になると考えております。
- ・被保険者が県外へ転出した場合のデータ引継ぎについて  
現在のシステムでは、他県へのデータ引継ぎは行われないと聞いております。
- ・平成 26 年度のスケジュールについて  
KDB システムについては、現在、国保連合会で検証作業中であり、検証作業終了後、各保険者への説明会が実施されるため、その内容や進捗状況を踏まえて、適切な時期に改めて審査会を開催したいと考えています。

署名委員

会 長

妹尾 亮敏

委 員

三好 慶子